全国厚生統計主管課長会議次第

平成19年3月13日(火)10時から中央合同庁舎第5号館 低層棟2階講堂

10:00

開会

10:00~10:10

統計情報部長挨拶

(幹部紹介)

10:10~10:25 平成19年度統計情報部事業計画及び 企 画 課 長 予算等について

10:25~10:40 平成19年人口動態調査等について 人口動態・保健統計課長

10:40~10:50 平成19年度保健統計調査について 保健統計 室長

10:50~11:15 平成19年度社会福祉統計調査等について 社 会 統 計 課 長

11:15~11:25 平成19年国民生活基礎調査について 国民生活基礎調査を 室長

11:25~11:35 2007年社会保障・人口問題基本調査 国立社会保障・人口問題研究所 (社会保障実態調査)について 社会保障応用分析研究部第2室長

11:35~11:45 質疑応答

11:45 閉 会

 \mathbb{E}

誤

○目次

平成 $1 \underline{9}$ 年人口動態調査 平成 $1 \underline{8}$ 年人口動態調査

○8ページ 1行目

○9ページ 8行目

<u>保健所</u>等

医療機関等

全国厚生統計主管課長会議資料

平成19年3月13日(火)

厚生労働省大臣官房統計情報部

目 次

		貝
1	平成19年度統計情報部事業計画(厚生関係)について	1
2	平成19年度統計情報部歳出予算案の概要	2
3	平成19年度厚生労働省統計調査関係予算案(厚生関係)一覧表	3
4	平成18年人口動態調査について	8
5	平成19年度保健統計調査について	15
6	平成19年社会福祉施設等調査の概要(案)	26
7	平成19年介護サービス施設・事業所調査の概要(案)	29
8	第 6 回 2 1 世 紀 成 年 者 縦 断 調 査 (国民の生活に関する継続調査)の概要(案)	32
9	第 3 回 中 高 年 者 縦 断 調 査 (中高年者の生活に関する継続調査)の概要(案)	33
10	第7回21世紀出生児縦断調査の概要(案)	34
11	平成19年度福祉行政報告例の概要	35
12	平成19年地域児童福祉事業等調査の概要(案)	36
13	平成19年国民生活基礎調査の概要	37
14	2007年社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実態調査)の概要(室)	30

1 平成19年度統計情報部事業計画(厚生関係)について

	事	人	備考
	保健統計主管部局関係	社会福祉統計主管部局関係	備 考
平成19年			
6月		│ 社会医療診療行為別調査実施 │ (調剤報酬に係る調査を含む)	調査経路は支払基金・ 国保連合会
6月7日	国民生活基礎調査(世帯票・健康票・介護票)実施		
6月中旬		国民生活基礎調查等地区別事務打合せ会議 (北海道、福島県、長野県、東京都、岐阜県、 奈良県、岡山県、熊本県)	
7月12日		国民生活基礎調査(所得票・貯蓄票)実施	
7月	全国厚生統計	主 管 係 長 会 議	
9月~12月		区別講習会	
9月下旬	データサービス (平成18年人口動態調査)		
10月1日		社会福祉施設等調査実施	
		(地域児童福祉事業等調査実施)	雇用均等・児童家庭局 において実施
	介 護 サ ー ビ ス 施 設	と・事業所調査実施	
11月	第3回中高年者縦断調査実施 第6回21世紀成年者縦断調査実施		
		1 別 事 務 打 合 せ 会 議 富山県、兵庫県、広島市、熊本県)	
	全 国 統	計 大 会	
平成20年			
1月	第7回21世紀出生児縦	, 断調査実施 (1月出生児)	直接郵送方式
1月中旬		データサービス (平成18年社会福祉施設等調査) データサービス (アは19年の第十一ビス体記・東米正調本)	
1月下旬	データサービス (平成18年医療施設動態調査・病院報告) (平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査)	(平成18年介護サービス施設・事業所調査) 	
3月上旬	データサービス (平成18年度地域保健・老人保健事業報告)		
3月	全 国 厚 生 統	計主管課長会議	
	全 国 厚 生 統	計 主 管 係 長 会 議	

⁽注) これらの他、年間を通じて実施する調査として、人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告、衛生行政報告例、 福祉行政報告例、地域保健・老人保健事業報告及び介護給付費実態調査がある。

2 平成19年度統計情報部歳出予算案の概要

I 予算概要

	平成18年度 予 算 額	平成 1 9 年度 予 算 額	対前年度比
	千円	千円	千円
統計情報部	7, 647, 669	7, 603, 203	\triangle 44, 466 (\triangle 0. 6%)
一般 会計	6, 779, 748	6, 881, 911	102, 163(1.5%)
労 働 保 険 特 別 会 計	867, 921	721, 292	△ 146, 629(△ 16. 9%)
(参考)			
統計調查関係経費	4, 446, 670	4, 610, 443	163, 773(3. 7%)
情報化関係経費	3, 146, 485	2, 945, 830	\triangle 200, 655(\triangle 6. 4%)

Ⅱ 主な事業内容

1 統計調査関係経費(厚生関係)

各種統計調査については、厚生労働省の行政施策の基礎資料となるものであり、 平成19年度においても行政ニーズに対応した統計調査を実施する。

〇 国民生活基礎調査 (大規模調査) の実施

528.744 → 940.293 千円

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に把握し、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的としている。 平成19年度は、出現頻度の低い事象の把握及び都道府県・指定都市別推計が可能な大規模調査(3年周期)を実施する。

2 情報化関係経費

電子政府推進計画等に基づき、厚生労働省の情報関連業務が円滑に遂行できる行政情報化の基盤整備を図る。

〇 厚生労働省ネットワーク最適化事業

97,834 → 195,345 千円

「厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化計画」に基づき、厚生労働省の保有する複数のネットワーク回線の一元化・集約化を図るため、地方機関との間の回線を統合する(平成20年度運用開始予定)。

また、「厚生労働行政総合情報システムの業務・システム最適化計画」に基づき、 厚生労働省の地方機関及び保健所等関係機関との間の情報交換・情報共有及び共用 システムの効率化を進めるため、新たなデータセンターを整備する(平成20年 1月運用開始予定)。

3 平成19年度厚生労働省統計調査関係予算案(厚生関係)一覧表

					(+	位:十円)
調査名	主管課	平成18年度	平成19年度予算額		増△減	
明其石	土自味	予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)		(B-A)
【大臣官房統計情報部】						
人口動態調査	人口動態·保健統計課	1,548,199	1,526,715	1,406,885	Δ	21,484
医療施設調査	人口動態·保健統計課 保健統計室	8,148	6,908	1,826	Δ	1,240
衛生行政報告例	II					
病院報告	IJ	76,788	67,647	29,550	Δ	9,141
地域保健·老人保健事業報告	IJ					
医師・歯科医師・薬剤師調査	IJ					
福祉行政報告例	社会統計課	5,363	7,887	2,620		2,524
社会福祉施設等調査	IJ	65,543	35,172	3,977	Δ	30,371
社会医療診療行為別調査	IJ	191,516	157,235	0	Δ	34,281
地域児童福祉事業等調査	II	20,539	16,528	8,139	Δ	4,011
介護サービス施設・事業所調査	II.	73,182	75,493	24,208		2,311
介護給付費実態調査	n	16,464	16,480	0		16
21世紀出生児縦断調査	n	42,401	27,311	0	Δ	15,090
21世紀成年者縦断調査	n	112,499	110,304	91,629	Δ	2,195
中高年者縦断調査	n .	194,174	154,438	139,271		39,736
国民生活基礎調査	 社会統計課 国民生活基礎調査室	528,744	940,293	864,496		411,549
(合計)		2,883,560	3,142,411	2,572,601		258,851

調査名	主管課	平成18年度	平成1	9年度予算額	増△減	
(1박).요.4기	土自味	予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	(B-A)	
【医政局】						
病院経営収支調査	指導課	-1	1,536	0	1,536	
薬剤耐性菌感染症発生動向調査	11	12,020	11,983	0.	△ 37	
看護師等学校養成所入学状況及 び卒業生就業状況調査	看護課	15,292	13,763	0	△ 1,529	
医薬品・医療機器産業実態調査	経済課	8,580	5,206	0	△ 3,374	
薬事工業生産動態統計調査	II	58,422	53,654	42,299	△ 4,768	
医薬品価格調査	"	38,371	39,946	19,979	1,575	
特定保険医療材料価格調査	n,	72,131	73,780	42,485	1,649	
(合計)		204,816	199,868	104,763	△ 4,948	
【健康局】			:	:		
国民健康・栄養調査	総務課 生活習慣病対策室	123,856	136,434	123,286	12,578	
生活衛生関係営業経営実態調査	生活衛生課	20,551	20,551	0	0	
(合計)		144,407	156,985	123,286	12,578	
【医薬食品局】						
違法ドラッグ乱用実態調査	監視指導麻薬対策課	-	14,400	0	14,400	
血液製剤使用状況調査	血液対策課	12,217	11,432	0	△ 785	
食中毒統計調査	食品安全部 監視安全課	_		_	_	
食肉検査等情報還元調査	11	_	_	_	_	
(合計)		12,217	25,832	0	13,615	

	,					
調査名	 平 主管課	平成18年度	平成1	9年度予算額	増△減	
	土自味	予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	(B-A)	
【雇用均等·児童家庭局】						
児童養護施設入所児童等調査	総務課	16,973	13,833	9,359	△ 3,140	
(合計)		16,973	13,833	9,359	△ 3,140	
【社会·援護局】					:	
福祉事務所現況調査	総務課	7,647	5,713	0	△ 1,934	
社会保障生計調査 (被保護者生活実態調査)	保護課	152,604	152,858	122,941	254	
被保護者全国一斉調査 (基礎調査・個別調査)	"	6,831	6,831	0	0	
医療扶助実態調査	II	6,125	6,129	0	4.	
消費生活協同組合(連合会) 実態調査	地域福祉課	-	_	_		
ホームレス全国概数調査 ホームレスの実態に関する全国調 査 (生活実態調査)		135,940	129,242	129,242	△ 6,698	
障害サービス経営実態調査	障害保健福祉部 障害福祉課	0	23,683	0	23,683	
障害程度区分認定状況調査	障害保健福祉部 精神·障害保健課	193,852	198,969	0	5,117	
(合計)		502,999	523,425	252,183	20,426	
	J	L.	I .		1	

		平成18年度	平成1	9年度予算額	増△減
調査名	主管課	予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	(B-A)
【老健局】					
介護保険事業状況報告	介護保険課	4,976	4,980	0	4
老人保健福祉計画等統計調査	計画課	14,820	14,957	0	137
要介護認定等に係る認定調査結 果等報告	老人保健課	108,916	95,018	0	△ 13,898
介護事業経営実態調査	,,,	0	41,834	0	41,834
介護事業経営概況調査	11	0	91,767	0	91,767
(合計)		128,712	248,556	0	119,844
【保険局】					
医療経済実態調査 (医療機関等調査)	医療課	30,505	84,253	0	53,748
保険医療材料等使用状況調査	11	0	21,904	0	21,904
衛生検査所料金調査	"	О	1,194	0	1,194
歯科技工料金調査	n,	o	6,838	0	6,838
訪問看護療養費実態調査	11	0	2,685	0	2,685
急性期入院医療の診断群分類に 基づく一日あたりの包括評価制度 にかかる基礎調査	II	242,451	443,172	0	200,721
健康保険被保険者実態調査	調査課	2,601	1,560	0	△ 1,041
国民健康保険医療給付実態調査	n	2,441	2,221	0	△ 220
国民健康保険実態調査	<i>II</i>	3,420	2,586	0	△ 834
国民健康保険毎月事業状況報告 (月報·年報等)	H	457	469	0	12
医療経済実態調査 (保険者調査)	IJ	544	183	0	△ 361
医療費の動向調査	<i>II</i>	82,074	35,143	0	△ 46,931
(合計)		364,493	567,065	0	202,572

		平成18年度	प्र. =€ 10	9年度予算額	増△減	
調査名	主管課	十以10十尺	十八八八十尺 了 并被		1日二105	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	测 恒石 工旨味		総額(B)	地方委託費(再掲)	(B-A)	
【年金局】					:	
年金制度基礎調査	数理課	3,207	3,942	0	735	
(合計)		3,207	3,942	0	735	
【社会保険庁】						
公的年金加入状況等調査	運営部企画課 数理調査室	0	99,761	0	99,761	
政府管掌健康保険及び船員保険 の医療給付受給者状況調査	II	24,350	24,256	0	△ 94	
(合計)		24,350	124,017	0	99,667	
【国立社会保障·人口問題研究所】		;				
社会保障·人口問題基本調査 (社会保障実態調査)	国際関係部	41,871	37,433	0	△ 4,438	
(合計)		41,871	37,433	0	△ 4,438	

4 平成18年人口動態調査について

1 最近の人口動態統計について

「平成17年人口動態統計の概数(年計)」を昨年6月に、平成17年国勢調査の公表後に「平成17年確定数」を昨年11月に公表し、「平成18年人口動態統計の年間推計」を本年1月にそれぞれ公表した。

平成17年の出生数は106万2530人で、前年の111万721人より4万8191人減少し、出生率(人口千対)は8.4となり、前年の8.8を下回った。合計特殊出生率(平成17年における15~49歳の女子の年齢別出生率の合計)は1.26で前年の1.29を下回った。

平成17年における1966~1970年生まれ(35~39歳の世代)について39歳までのコーホート合計特殊出生率(同一年生まれ(コーホート)の女性の各歳別出生率を過去から積み上げたもの)は約1.48であり、実際にこの世代の「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」は少なくともこの水準を上回る見込み。

死亡数は108万3796人で、前年の102万8602人より5万5194人増加し、死亡率(人口千対)は8.6で、前年の8.2を上回った。婚姻件数は71万4265組で、前年の72万417組より6152組減少し、婚姻率(人口千対)は5.7で、前年と同率であった。離婚件数は26万1917組で前年の27万804組より8887組減少し、離婚率(人口千対)は2.08で前年の2.15を下回った。「平成18年人口動態統計の年間推計」においては、出生数は108万6千人と約2万3千人増加、死亡数は109万2千人と約8千人増加、婚姻件数は73万2千組と約1万8千組増加、離婚件数は25万8千組と約4千組減少するものと推計している。また、出生数と死亡数の差である自然増加数は、マイナス6千人となるが、前年より1万5千人増加するものと推計している。

人口動態統計特殊報告では、平成18年度「婚姻に関する統計」の概況を本年1月 26日に公表したところであり、現在報告書を作成中である。 「平成17年簡易生命表」を昨年7月に公表し、平成17年国勢調査の公表後に「第20回完全生命表」を本年3月1日に公表した。

いずれも各地域における保健・医療・福祉活動の基礎資料として活用されたい。

また、正確な統計作成のために毎年送付している「死亡診断書記入マニュアル」及び「ICDのABC」についても、人口動態調査への理解、協力に利用されたい。

加えて、平成18年1月1日から適用されているICD-10 (2003年版準拠) に関する「疾病、傷害及び死因分類の正しい理解と普及に向けて (ICD-10 (2003年版) 準拠)」を作成しており、近日中にお送りする予定としているので医療機関等への配布方よろしくお願いいたしたい。

※上記の調査結果については、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)に掲載している。

2 「人口動態調査オンライン報告システム」について

「人口動態調査オンライン報告システム」は、人口動態調査事務のより一層の負担軽減、効率化及びペーパーレス化を図るため、人口動態調査事務システムにより市区町村で電子化された調査票データをオンラインの方法で収集するものであり、平成16年2月調査月分からは、市区町村からのオンライン報告の運用を開始している。

本年2月調査月分までの本報告システムの導入状況は、都道府県では45都道府県、保健所では332保健所である。また、市区町村から保健所へのFD等による報告は823市町村で、市区町村からオンラインによる報告は91市町村であり、調査票の約53%がオンラインによる報告となっている。

オンライン報告を導入することによる主なメリットは

・市区町村においては、

人口動態調査事務システムからFD等に出力することにより、調査票への印字処理が不要となる。また、市区町村からのオンラインによる報告を利用することにより、市区町村でFD等の媒体をデータ投入しオンラインにより保健所に送付することで、送付作業がより簡略化される。

保健所においては、

(1) システムが調査票データの内容審査を自動的に行うことにより、審査業務が軽減。

- (2) 保健所符号及び保健所受付年月日の自動付与。
- (3) システムに登録された出生及び死亡の小票データの作成・検索・出力が可能。
- (4) 調査票データの送付の自動化により、送付業務が軽減。
- (5) 電子化された人口動態統計月報(概数) 結果表の一部が入手可能。
 - ・都道府県においては、
- (1) システムが調査票データの内容審査を自動的に行うことにより、審査業務が軽減。
- (2) 調査票データの送付の自動化により、送付業務が軽減。
- (3) 電子化された人口動態統計月報(概数) 結果表の一部が入手可能。

3 人口動態調査オンライン報告システム利用開始における注意点

- (1) 新たにオンライン報告システムを導入する場合は、平成15年12月24日付「「人 口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について(通知)」により取り 扱うこと。
- (2) オンライン報告開始月については、当該市区町村に係るFD等の出力媒体及び紙の調査票をオンライン報告分として取りまとめ、該当月の調査票と併せて送付すること。なお、2か月目以降については不要。
- (3) 開始月にオンライン報告できないため、紙の調査票を作成し送付するもの。
 - ①出生票、死亡票、死産票の場合 開始月前に事件発生し、開始月の14日までに市区町村で届書が受付されたもの。
 - ②婚姻票、離婚票の場合 開始月前に市区町村で届書が受付されたもの。

4 人口動態調査票(OCR調査票)の作成上の注意等

- (1) 調査票の人口動態・保健統計課への提出期限は、「事件発生月の翌々月の5日」となっているので、提出期限を厳守すること。
- (2) 調査票記入に際しては、HBの鉛筆又はHBの0.5mmのシャープペンシルを使用し、ボールペンは使用しないこと。また、プリンター出力の場合は枠内にきちんと印字されているか確認すること。
- (3) 調査票のOCR読み取り欄は、ゴム印を絶対に使用しないこと。また、市区町村、 保健所の受付年月日、施設の名称等へのゴム印使用に際しては、黒色のスタンプを使

用すること。

(4) プリンター出力の際、反り返った調査票は、平らになるよう配慮願いたい。

5 人口動態調査事務における調査票等の適正な管理についての留意事項

別添資料について御了知の上、貴管内に周知を図られるようお願いいたしたい。

6 調査結果及び刊行物の公表予定

- (1) 人口動態統計
 - ・月報

人口動態統計速報		平成1	8年12	2月まで	公表済み
人口動態統計月報	(概数)	平成1	8年10)月まで	公表済み

• 年報

平成17年人口動態統計(上巻)	平成19年4月 刊行予定
(中巻)	平成19年3月 刊行予定
(下巻)	平成19年3月 刊行予定
平成18年人口動態統計月報年計(概数)	概況 平成19年6月上旬公表予定
平成18年人口動態統計(確定数)概況	平成19年9月 公表予定

(2) 人口動態統計特殊報告

平成18年度婚姻に関する統計 概況	7	平成19年1月	公表済み
報告	片	平成19年5月	刊行予定
平成17年都道府県別年齢調整死亡率	图 概況	平成19年4月	公表予定

(3) 生命表

平成18年簡易生命表	概況	平成19年7月	公表予定
	報告書	平成19年9月	刊行予定
第20回生命表	概況	平成19年3月	公表済み
都道府県別生命表	概況	平成19年12月	公表予定

※上記の調査結果(報告書を除く)については、厚生労働省ホームページに掲載している。 「厚生労働省ホームページ」→「統計調査結果」→「最近公表の統計資料」

http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/index.html

人口動態調査事務における調査票等の適正な管理についての留意事項

第1 市区町村、保健所、都道府県・指定都市における共通的事項

- 1 本「調査票等の適正な管理についての留意事項」において「調査票等」とは、人口動態調査によって集められた調査票(調査対象者等ごとに内容を判別することができる形で個人の情報が記録されたものをいう。)及びその他の関係書類(調査対象者等の識別を可能とするものをいう。)をいい、以下に例示するものをいうこと。
 - ・人口動態調査票(以下「調査票」という。)
 - ・電子化された調査票の情報(以下「調査票データ」という。)を記録したFD等(以下「FD等」という。)
 - ・死産届書、死産証書及び死胎検案書(写しを含む。以下「死産届書等」という。)
 - ・調査票の添付書類
 - ・出生小票、死亡小票(電子化された小票を含む。以下「小票」という。)
 - 事件簿
 - ・死亡原因一覧表、死産原因一覧表及び乳児死因一覧表
 - ・その他調査事務において取扱う書類、電磁的記録で調査対象者等が識別可能なも の。
- 2 調査票等の管理については、それぞれの機関の長の責任において適正に管理する こと。機関の長は、調査票等を適正に管理するため、人口動態調査事務を所管する 課室の長又はこれに代わる者を管理責任者として指定すること。
- 3 管理責任者は、調査票等の紛失、漏えい、滅失又はき損の防止その他の調査票等 の適切な管理のために、人口動態調査事務に従事する職員に対する指揮監督、安全 対策の策定等必要な措置を講ずること。
- 4 管理責任者は、調査票等の紛失、漏えい、滅失又はき損が発生した場合は、速やかに厚生労働省人口動態・保健統計課あて連絡を行うこと。ただし、市区町村にあっては保健所及び都道府県、保健所にあっては都道府県(指定都市の保健所にあっては指定都市及び都道府県)、指定都市にあっては都道府県を経由して行うこと。

第2 市区町村における管理

1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

2 FD等に関する特記事項

FD等は、紛失、漏えい(以下「紛失等」という。)の事故が起きた場合に、情報の大量漏えいの危険性が高いため、その取扱いについては万全を期すこと。

人口動態調査オンライン報告システムによる保健所への送付処理終了後、調査票データを保有する必要のないFD等は、直ちに初期化(フォーマット)を行うこと。ただし、クイックフォーマット機能(FD等の管理領域のみ初期化する方式)は使用しないこと。

3 人口動態調査事務システムの調査票データに関する特記事項

保健所への送付後、保有する必要がなくなった調査票データについては、速やかに消去すること。また、調査票データを記録したハードディスク(バックアップ等で作成した記録媒体を含む。)を廃棄、他の用途に転用又は返却等する場合は、紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

4 事件簿に関する特記事項

保存期間(その年(暦年)の終了から1年間)を経過した事件簿は、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

第3 保健所における管理

1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。

2 調査票等の市区町村からの受領、審査、都道府県・指定都市への送付及び統計法 第15条第2項に基づく使用等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査 票等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することによ り調査票等の管理を行うこと。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期 的に又は随時、点検を行うこと。

3 FD等に関する特記事項

FD等は、紛失等の事故が起きた場合に、情報の大量漏えいの危険性が高いため、 その取扱いについては万全を期すこと。 市区町村から送付されたFD等の受付処理終了後、調査票データを保有する必要のないFD等は、直ちに初期化(フォーマット)を行うこと。ただし、クイックフォーマット機能(FD等の管理領域のみ初期化する方式)は使用しないこと。

4 小票に関する特記事項

保存期間(当該文書を作成した年の翌年1月1日から3年間)を経過した小票については、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。なお、人口動態調査オンライン報告システムの小票データについては、3年経過後の翌年12月に自動消去されるため、廃棄処分の必要はないこと。

5 調査票の使用に関する特記事項

統計法第15条第2項に基づく使用の場合は、調査票原票、小票が所定の目的の みに使用され、調査対象者等の情報が他に漏えいすることがないように適切に使用 し又は使用させること。

6 死産届書等に関する特記事項

保存期間(当該文書を作成した年の翌年1月1日から5年間、写しにあっては3年間。)を経過した死産届書等については、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

死産届書等を地域保健活動の基礎資料として使用する場合は、所定の目的にのみ 使用し、個人の情報が他に漏えいすることがないように適切に使用すること。

7 死亡原因一覧表、死産原因一覧表及び乳児死因一覧表に関する特記事項 保存の必要がなくなった場合は、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分につい ては焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

第4 都道府県・指定都市における管理

1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。

2 調査票等の受領、審査、厚生労働省への送付等について、当該事務を行った日時、 担当者名、調査票等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記 入することにより調査票等の管理を行うこと。管理責任者は、調査票等の管理の状 況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

5 平成19年度保健統計調査について

1 平成19年度衛生行政報告例の概要

(1) 報告の目的

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

- (2)報告の対象都道府県、指定都市及び中核市
- (3)報告の種類年度報とする。
- (4)報告の事項 精神保健福祉関係 栄養関係 常生検査関係 生活衛生関係 生活衛生関係 生品衛生関係 致療関係 要事関係 要事関係 要事関係 特定疾患(難病)関係 狂犬病予防関係

(5) 報告の方法及び系統

- ① 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、厚生労働省大臣官房統計情報部長に報告する。
- ②報告の経路は次のとおりである。

厚生労働省 ――― 都道府県・指定都市・中核市

(6)報告の時期 国への提出期限 平成20年5月末日

(7)集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」として、速やかに公表するとともに厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)に掲載する。

2 平成19年度地域保健・老人保健事業報告の概要

(1) 報告の目的

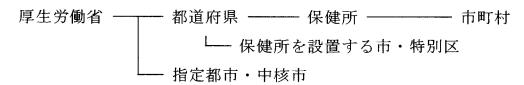
地域保健・老人保健事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした 地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごと に把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための 基礎資料を得ることを目的とする。

- (2)報告の対象 全国の保健所及び市区町村
- (3)報告の種類年度報とする。
- (4)報告の主な事項

母子保健等のサービスの実施状況 保健所の連絡調整等の実施状況 職員の設置状況及び保健所職員の市町村への援助状況 老人保健事業の実施状況

(5)報告の方法及び系統

- ① 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、厚生労働省大臣官房統計情報部長に報告する。
- ② 報告の経路は次のとおりである。



(6)報告の時期

国への提出期限 平成20年6月末日

(7)集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「地域保健・老人保健事業報告」として、速やかに公表するとともに厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)に掲載する。

3 保健統計関係調査のオンライン報告の推進について

保健統計室では、報告の迅速性、正確性及び負担軽減を図るために、調査票内の計算や内容審査が自動的に行えるよう調査票の電子化を進めており、一部の調査を除き電子報告様式でのオンライン報告を受け付けているところである。今後も積極的な電子報告様式の利用及びオンラインでの報告をお願いする。

(1) オンライン報告の現状について

電子報告様式は Excel 形式のファイルであり、合計を出すための計算式や、入力支援・内容審査のためのマクロなどが含まれている。

電子報告様式は WISH*1 または LGWAN*2 からダウンロードでき、WISH または LGWAN に接続していない利用者もユーザ ID とパスワードの配布を受ける事でインターネットからダウンロードが可能である。

記入済みの電子報告様式は WISH または LGWAN を経由(または FD を郵送)して厚生労働省に報告する。

電子報告様式のオンライン報告実施率は、以下のとおりである。

調査名	オンライン報告実施率			
衛生行政報告例	都道府県 100.0%、指定都市 100.0%			
,	中核市 100.0% (平成17年度分)			
地域保健・老人保健事業報告	都道府県(保健所分 97.8%、市町村分 95.7%)			
	指定都市 100.0%、中核市 100.0%			
	(平成 17 年度分)			
医療施設動態調査	44.1% (平成 18 年 12 月調査分)			
病院報告	21.8% (平成 18 年 11 月調査分)			

*1 WISH (厚生労働行政情報総合情報システム) とは、厚生労働省大臣官房統計情報部が運用する 施設等機関、地方公共団体(都道府県、保健所)を専用のネットワークで接続したシステムで ある。

WISH ホームページ http://www.wish.mhlw.go.jp/ WISH ネットワークからのみ接続可インターネット https://shinsei.mhlw.go.jp/ ユーサ゛ID とパスワードが必要

*2 LGWAN (総合行政ネットワーク) とは地方公共団体が運用する、地方公共団体の庁内 LAN と霞が関 WAN を相互に接続したシステムである。

(2) オンライン報告の今後について

地域保健・老人保健事業報告について平成18年度分報告より効率化等の観点から WISH から LGWAN への切り替えをお願いする。

各調査の電子報告様式について機能改善を行っていくほか、記入要領などについて もダウンロードできるようにするなど、今後もご意見を伺いながら引き続き改善を図 っていく。

○ オンライン報告実施率 (単位:%)

指定都市·中核市(別					
	衛生行政 報告例 (平成17年度)		衛生行政 報告例 (平成17年度)		
	オンライン (LGWAN)		オンライン (LGWAN)		
都道府県・ 指定都市・ 中核市	100.0(98/98)	指定都市· 中核市	100.0(51/51)		
全国	100.0(47/47)	指定都市	100.0(14/14)		
北海道	0	札幌市	0		
青森県	<u> </u>	仙台市	<u> </u>		
岩手県	$-\frac{\circ}{\circ}$	さいたま市	<u> </u>		
宮城県 秋田県	$ \stackrel{\circ}{\sim}$	千葉市 横浜市	0		
山形県	- 6 -	川崎市	ŏ		
福島県	Ö	静岡市	ŏ		
茨城県	ŏ	名古屋市	ŏ		
栃木県	ŏ	京都市	ŏ		
群馬県	Ŏ	大阪市	Ŏ		
埼玉県	Ö	神戸市	Ŏ		
千葉県	0	広島市	Ō		
東京都	0	北九州市	0		
神奈川県	0	福岡市	0		
新潟県	0	中核市	100.0(37/37)		
富山県	0	旭川市	0		
石川県	0	函館市	0		
福井県	0	秋田市	0		
山梨県	<u> </u>	郡山市	0		
長野県	<u> </u>	いわき市	<u> </u>		
<u>岐阜県</u> 静岡県	0	宇都宮市	0		
愛知県	ŏ	川越市 船橋市	0		
三重県	ŏ	横須賀市	$\stackrel{\sim}{\sim}$		
滋賀県	<u> </u>	相模原市	ŏ		
京都府	ŏ	新潟市	ŏ		
大阪府	Ö	富山市	Ŏ		
兵庫県	0	金沢市	Ō		
奈良県	0	長野市	0		
和歌山県	0	岐阜市	0		
鳥取県	0	浜松市	0		
島根県	<u> </u>	豊橋市	<u> </u>		
岡山県	0	豊田市	0		
<u>広島県</u> 山口県	Ö	岡崎市 堺市	0		
徳島県	0	高槻市	ŏ		
香川県	ŏ	東大阪市	ŏ		
愛媛県	Ŏ	姫路市	ŏ		
高知県	0	奈良市	Ö		
福岡県	Ŏ	和歌山市	Ó		
佐賀県	0	岡山市	0		
長崎県	0	倉敷市	0		
熊本県	0	福山市	0		
大分県	0	下関市	<u> </u>		
宮崎県	0	高松市	<u> </u>		
<u>鹿児島県</u>	0	<u> </u>	0		
沖縄県	<u> </u>	高知市	O O		
		長崎市	9		
		熊本市 大分市	8		
		人分巾 宮崎市	0		
		(5 Ma) (1)			

	地域保健·老人保健事業報告 (平成17年度)				
	保健所分	市町村分			
	オンライン (WISH及び	オンライン (WISH及び			
	LGWAN)	LGWAN)			
全国	97.9(46/47)	95.7(45/47)			
北海道	100.0	100.0			
青森県	100.0	100.0			
岩手県	100.0	100.0			
宮城県	100.0	100.0			
秋田県 山形県	100.0	100,0 100.0			
福島県	100.0	100.0			
頂西亚 茨城県	100.0	100.0			
栃木県	100.0	100.0			
群馬県	100.0	100.0			
埼玉県	100.0	100.0			
千葉県	100.0	100.0			
東京都	100,0	100.0			
神奈川県	100.0	100.0			
新潟県	100.0	100.0			
富山県	100.0	100.0			
石川県	100.0	100.0			
福井県	100.0	100.0			
<u>山梨県</u> 長野県	100,0 100.0	100 <u>.</u> 0 100.0			
攻打乐 岐阜県	100.0	100.0			
静岡県	100.0	100.0			
愛知県	100,0	100.0			
三重県	100.0	100.0			
滋賀県	100.0	100.0			
京都府	100.0	100.0			
大阪府	100.0	100.0			
兵庫県	100.0	100.0			
奈良県	100.0	94.9			
和歌山県 鳥取県	100.0	100.0 100,0			
島根県	100.0	100.0			
岡山県	100.0	100.0			
広島県	100.0	100.0			
山口県	100.0	100.0			
徳島県	100.0	100.0			
香川県	100,0	100.0			
愛媛県	100.0	100.0			
高知県	100.0	100.0			
福岡県 佐賀県	100.0 100.0	100.0 100.0			
<u>佐風景</u> 長崎県	100.0	100.0			
熊本県	100.0	100.0			
大分県	100.0	100.0			
宮崎県					
鹿児島県	100.0	100.0			
沖縄県	100.0	100.0			

指定都市	•中核市(別掲)
	地域保健·老 人保健事業報 告(平成17年 度)
	オンライン (WISH及び LGWAN)
指定都市· 中核市	100.0(51/51)
指定都市	100.0(14/14)
(特別区)	0
札幌市	ŏ
仙台市	ŏ
さいたま市	Ŏ
千葉市	Ŏ
横浜市	Ŏ
川崎市	Ö
静岡市	Ŏ
名古屋市	Ō
京都市	0
大阪市	. 0
神戸市	0
広島市	0
北九州市	0
福岡市	0
中核市	100.0(37/37)
旭川市	0
函館市	ŏ
秋田市	Ō
郡山市	0
いわき市	0
宇都宮市	0
川越市	<u>Q</u>
船橋市	9
横須賀市	<u> </u>
相模原市	9
新潟市	<u> </u>
富山市	$\stackrel{\smile}{\sim}$
金沢市	<u> </u>
長野市 岐阜市	0
<u> </u>	Ö
豊橋市	Ö
豆 <u>何小</u> 豊田市	 8
岡崎市	ŏ
堺市	ŏ
高槻市	Ŏ
東大阪市	Ŏ
姫路市 奈良市	0.
奈良市	Ō
和歌山市	0
岡山市	0
倉敷市	0
福山市	0
下関市	0
高松市	0
松山市	Ō
高知市	Ö
長崎市	Ô
熊本市	0

[算出方法]

・オンライン報告実施率

注:「指定都市」、「指定都市・中核市」の計には特別区を含まない。

大分市

宮崎市

鹿児島市

オンライン報告箇所数 (オンライン報告箇所数+オンライン以外の報告箇所数)

注:報告対象箇所が一箇所のみで、電子報告された場合は「〇」印とした。

鹿児島市

	医療施設	動態調査	病院報告		
	平成18年	₹12月分	平成18年11月分		
	オンライン (LGWAN)	オンライン (WISH)	オンライン (LGWAN)	FD	
全国	27.8	16.3	16.2	5.6	
北海道	100.0	-	40.3	_	
青森県		100.0		16.3	
岩手県			25.7	-	
宮城県		_	-	25.3	
秋田県 山形県			25.0		
福島県	100.0		25.9 2.9		
茨城県	100.0	_	- 2.3	31.6	
栃木県		100.0	-	25.0	
群馬県	100.0		41.0		
埼玉県				5.2	
千葉県	85.2		24.2		
東京都 神奈川県		44.9		29.6	
新潟県			14.4	25.0	
富山県	100.0	, -	28.1		
石川県	100.0	_	2.3		
福井県	-	100.0	_	11.4	
山梨県	-		_		
長野県		100.0	-	- 140	
岐阜県 静岡県		100,0 100.0		14.2 41.5	
愛知県		- 100.0	15.0	- 41.5	
三重県	_		-	20.1	
滋賀県	100.0	_	83.3	_	
京都府	-				
<u> </u>	93.2		16.3		
兵庫県 奈良県			-	6.5	
和歌山県	100.0	_		_	
鳥取県	_		_	50.8	
島根県	_	_	-	-	
岡山県	-	_	-		
広島県	100.0	<u> </u>	- 16.0		
山口県 徳島県			16.8	22.9	
香川県		100.0	_	-	
愛媛県	_	-	32.0	-	
高知県	_	-	_	27.8	
福岡県	-	100.0	100.0	_	
<u>佐賀県</u>	100.0	-	30.2	7.5	
長崎県 熊本県		100.0	40.0	/.5	
大分県		100.0	16.3	_	
宮崎県	_	-	-	_	
鹿児島県		_	5.0	-	
沖縄県	61.5	_	4.2		

(参考)

1 平成17年医療施設調査の結果について

(1) 病院の施設数は減少、診療所は増加

病院は 9,026 施設、一般診療所は 97,442 施設、歯科診療所は 66,732 施設となっており、前年に比べ、それぞれ 51 施設減少、391 施設増加、175 施設増加している。 一般診療所の「有床」は 1,288 施設減少し、「無床」は 1,679 施設増加している。

(2)病院、診療所とも病床数は減少

病院は 1,631,473 床、一般診療所は 167,000 床、歯科診療所は 164 床となっており、前年に比べ、それぞれ 80 床、14,001 床、4 床減少している。

施設の種類別にみた施設数・病床数

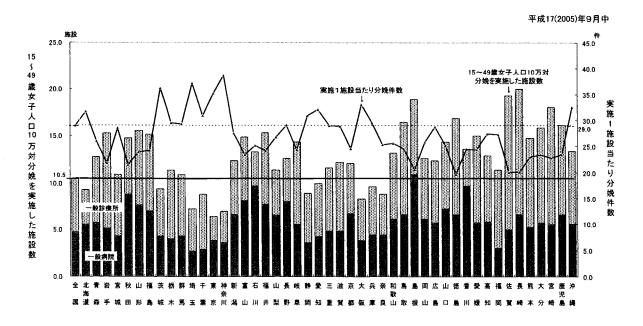
各年10月1日現在

•			施言	ひ 数			病	末 数	
		平成17年	平成16年	対	対前年		平成16年	対f	前年
		(2005)	(2004)	增減数	増減率(%)	(2005)	(2004)	増減数	増減率(%)
総	数	173 200	172 685	515	0.3	1 798 637	1 812 722	△ 14 085	Δ 0.8
病	院	9 026	9 077	Δ 51	△ 0.6	1 631 473	1 631 553	Δ 80	Δ 0.0
一般	診療所	97 442	97 051	391	0.4	359 230	349 450	9 780	2. 8
有	床	13 477	14 765	△ 1 288	△ 8.7	167 000	181 001	△ 14 001	△ 7.7
無	床	83 965	82 286	1 679	2.0	24 681	24 373	308	1.3
歯科	診療所	66 732	66 557	175	0.3	164	168	Δ 4	Δ 2.4

(3) 「15~49 歳女子人口 10 万対分娩を実施した施設数」は、全国で 10.5 施設 「実施 1 施設当たり分娩件数」は、全国で 29.0 件

平成17年9月中の「15~49歳女子人口10万対分娩を実施した施設数」(一般病院と一般診療所の合計)は、長崎県、佐賀県などで多く、「実施1施設当たり分娩件数」は、神奈川県、埼玉県などで多くなっている。

都道府県別にみた分娩を実施した施設の状況



(4) 電子カルテシステムを「医療機関全体で導入している」病院は5.2%、一般診療所は6.3%

「400 床以上」の一般病院で、電子カルテシステムを「医療機関全体で導入している」 施設は、17.9%、「医療機関内の一部」は3.2%、「具体的な導入予定がある」は35.2%

電子カルテシステムの導入状況

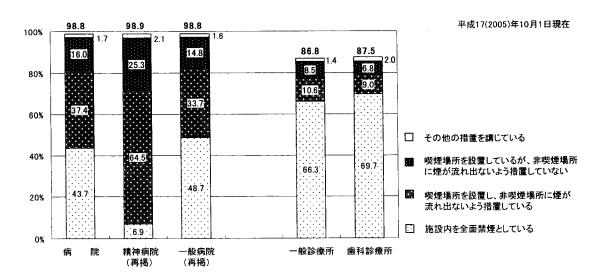
平成17(2005)年10月1日現在

		-					施設数に対する割合(%)					
					旃ョ	没数		導入し	ている	導入して	こいない	
					NG.E		総数	医療機関全体	医療機関内の一部	具体的な 導入予定 がある	予定なし	
病				院	9	026	100.0	5. 2	1.7	17.6	75. 5	
-	般病	院(1	再掲)		7	952	100.0	5. 6	1.8	18.5	74. 1	
	20	~ 4	9床		1	205	100.0	1.7	1.7	11.5	85. 2	
	50	~39	9床		6	025	100.0	5.0	1.6	17.9	75. 6	
i	40	0床	北上			722	100.0	17. 9	3. 2	35. 2	43. 8	
-	般	診	療	所	97	442	100.0	6.3	1. 3	3. 6	88. 7	
	有	床			13	477	100.0	3.9	2. 2	5.8	88. 1	
	無	床			83	965	100.0	6. 7	1. 2	3.3	88. 8	
歯	科	診	療	所	66	732	100. 0	20	. 8	79.	2	

(5) 受動喫煙防止の何らかの対策を講じている施設は、病院は98.8%、一般診療所は86.8%、歯科診療所は87.5%

「施設内を全面禁煙としている」一般病院は 48.7%、精神病院は 6.9%となっており、精神病院では「喫煙場所を設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している」の割合が高くなっている。

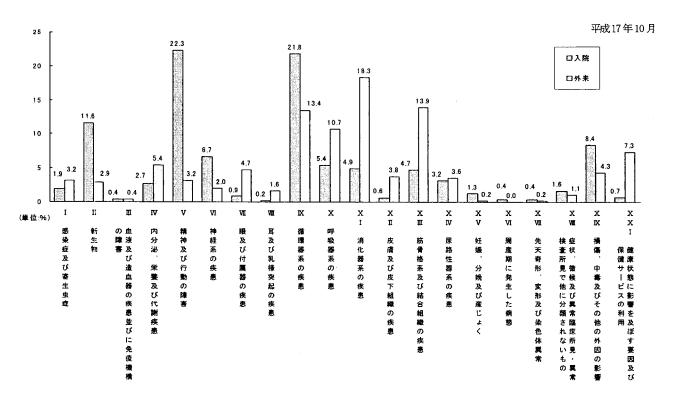
受動喫煙防止対策の状況



2 平成17年患者調査の結果について

(1) 推計患者数

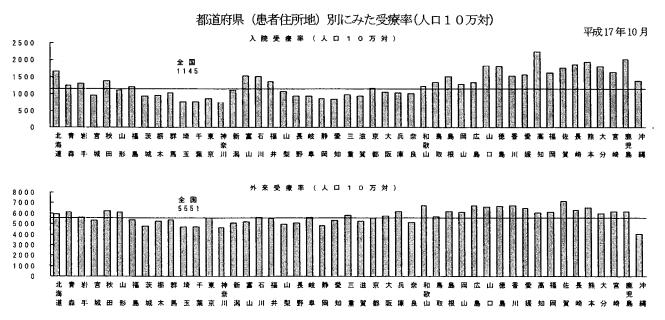
調査日に、全国の医療施設(病院、一般診療所及び歯科診療所)で受療した推計患者数は、 入院 146 万 3 千人、外来 709 万 2 千人であり、入院、外来別の傷病分類別の構成割合については、 平成 14 年調査と大きな変化はない。



入院、外来別の傷病分類別の構成割合

(2) 受療率

全国の受療率は、入院 1,145、外来 5,551 である。これは調査日に人口の約 1.1 %が入院し、約 5.6 %が外来を受診していることを示している。

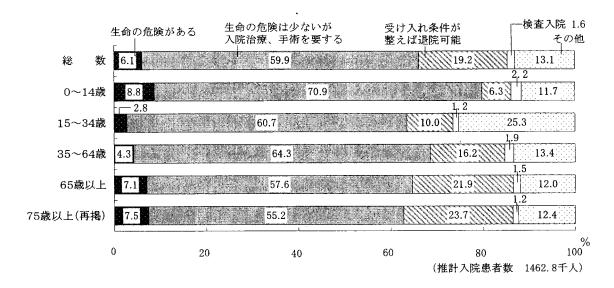


(3) 入院患者の状況

入院の状況をみると、「生命の危険がある」6.1 % (8 万 9 千人)、「生命の危険は少ないが入院 治療手術を要する」59.9 % (87 万 7 千人)、「受け入れ条件が整えば退院可能」19.2 % (28 万 2 千人)、「検査入院」1.6 % (2 万 3 千人) となっている。

年齢階級別にみた入院の状況別推計入院患者数の構成割合

平成17年10月



(4) 総患者数 (継続的に医療を受けているが、調査日には医療施設で受療していない者を含めた数) 主要な傷病についての総患者数は、「高血圧性疾患」約 781 万人、「歯及び歯の支持組織の疾患」 約 566 万人、糖尿病」約 247 万人、悪性新生物」約 142 万人、「脳血管疾患」約 137 万人、「白 内障」約 129 万人となっている。

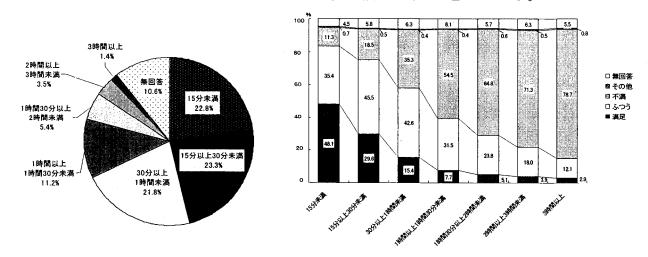
主要な傷病の総患者数

(単位:千人)		平成	17年10月
	総数	男	女
- 結核	39	20	18
┃ ウイルス肝炎	410	208	202
悪性新生物	1 423	792	630
胃の悪性新生物	208	135	73
大腸の悪性新生物	214	115	99
肝及び肝内胆管の悪性新生物	68	46	21
気管、気管支及び肺の悪性新生物	123	79	44
乳房の悪性新生物	156	2	154
糖 尿 病	2 469	1 323	1 147
血管性及び詳細不明の認知症	145	46	99
★ 統合失調症,統合失調症型障害及び妄想性障害	757	362	396
パーキンソン病	145	64	81
アルツハイマー病	176	47	128
白 内 障	1 288	377	913
│ 中 耳 炎	221	110	111
高血圧性疾患	7 809	3 126	4 691
虚血性心疾患	863	461	403
脳血管疾患	1 365	666	699
喘息	1 092	550	542
歯及び歯の支持組織の疾患	5 664	2 384	3 280
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	632	336	297
肝疾患	312	180	132
アトピー性皮膚炎	384	187	197
関節リウマチ	317	64	253
前立腺肥大(症)	459	459	•

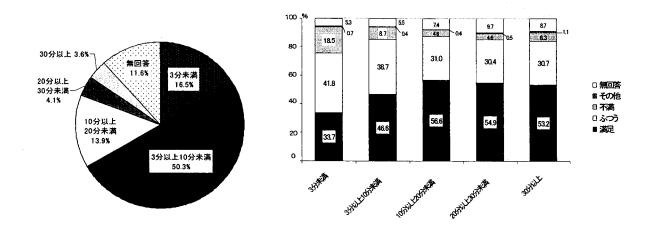
注: 総惠者数は表章単位ごとの平均診療間隔を用いて算出するため、 男と女の合計が総数に合わない場合がある。

3 平成17年受療行動調査の結果について

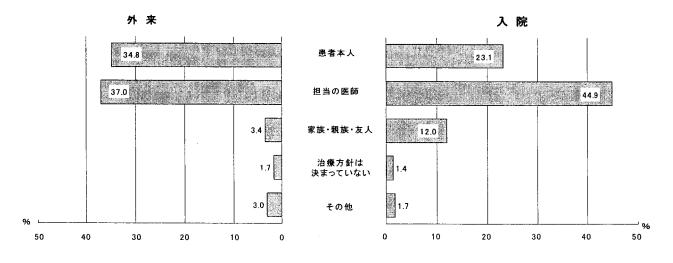
(1) 外来患者の待ち時間は「15 分以上 30 分未満」が 23.3 %と最も多くなっている。 待ち時間別に満足度をみると、「15 分未満」の「満足」が 48.1 %となっており、 「1 時間以上 1 時間 30 分未満」以降では、不満が 5 割を超えている。



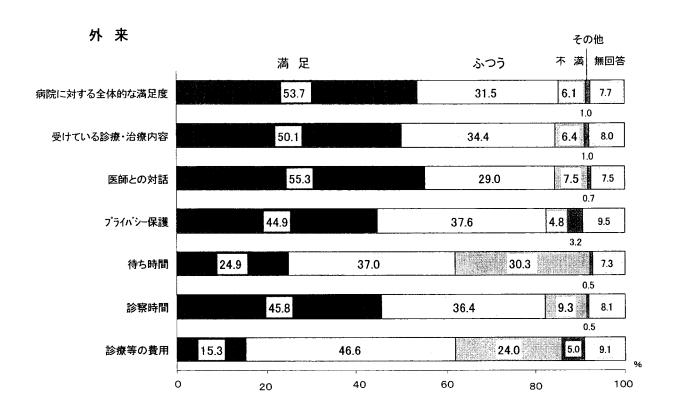
(2) 外来患者の診察時間は「3分以上10分未満」が50.3%と最も多くなっている。 診察時間別に満足度をみると、「不満」は診察時間が「3分未満」で18.5%と最も 高く、「満足」は「10分以上20分未満」以降では、ほぼ横ばいとなっている。

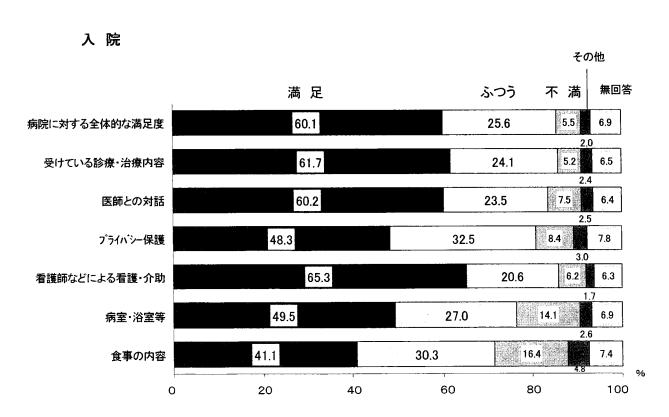


(3)治療方針の決定者は、入院では「患者本人」が低く、「担当の医師」「家族・親族・友人」が高い。



(4) 病院に対する全体的な満足は 外来患者 53.7% 入院患者 60.1% 不満は 外来患者 6.1% 入院患者 5.5%





注:数値は四捨五入したもの

6 平成19年社会福祉施設等調査の概要 (案)

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに、社会福祉施設等名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

施 設 票 : 全国における社会福祉施設等を対象とし、その全数を客体とする。

事業所票 : 全国における障害者自立支援法による施設障害福祉サービス及び障害

福祉サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

3 調査の期日

平成19年10月1日

4 調査の事項

施 設 票 : 施設の種類、施設名、所在地、設置主体・経営主体、定員、在所者の

状況、従事者の状況 等

事業所票 : 事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供

状況、従事者数 等

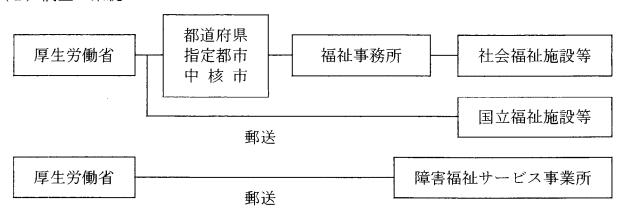
5 調査の方法及び系統

(1)調査の方法

ア 施設票は、福祉事務所を通じて全施設に調査票を配付し、施設管理者が調査票に記入する。

- イ 事業所票は、厚生労働省から障害福祉サービス事業所へ直接郵送し、事業所の 管理者が調査票に記入する。ただし、施設に併設されている事業所については、 福祉事務所を通じて調査票を配付する。
- ウ 設置主体が国である施設については、施設票は厚生労働省から直接配付し、国 立福祉施設管理者が調査票を記入する。

(2)調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「平成19年社会福祉施設等調査結果の概況」及び「平成19年社会福祉施設等調査報告(報告書)」として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/)に掲載する。

【調査対象施設・事業所】

【 施設:86種類 】

1 生活保護法による保護施設(5種類)

救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設

2 老人福祉法による老人福祉施設(9種類)

養護老人ホーム(一般、盲)、軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス)、老人福祉センター (特A型、A型、B型)、老人介護支援センター

- 3 障害者自立支援法による障害者支援施設等(25種類)
- (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム (3種類)
- (2) 旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設 (9種類)

肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚·言語障害者更生施設、內部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場

(3) 旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設(7種類)

知的障害者入所更生施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉工場

(4) 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設(6種類) 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設(入所、通所)、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉ホーム(B型)、精神障害者福祉工場

4 身体障害者福祉法による社会参加支援施設(8種類)

身体障害者福祉センター(A型、B型)、障害者更生センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、 点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設

5 売春防止法による婦人保護施設(1種類)

婦人保護施設

6 児童福祉法による児童福祉施設(25種類)

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館(A型、B型、C型)、その他の児童館、児童遊園

7 母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設(2種類)

母子福祉センター、母子休養ホーム

8 その他の社会福祉施設等(11種類)

授産施設、宿所提供施設、盲人ホーム、無料低額診療施設、隣保館、へき地保健福祉館、へき地 保育所、地域福祉センター、老人憩の家、老人休養ホーム、有料老人ホーム

【 事業所:15種類 】

障害者自立支援法による施設障害福祉サービス・障害福祉サービス事業所等

居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、療養介護サービス、生活介護サービス、 児童デイサービス事業所、短期入所事業所、重度障害者包括支援事業所、共同生活介護事業所、施 設入所支援サービス、自立訓練サービス、就労移行支援サービス、就労継続支援サービス(A型、 B型)、共同生活援助事業所

7 平成19年介護サービス施設・事業所調査の概要(案)

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

- (1) 以下に掲げる介護保険施設及び事業所(詳細は「別紙」)を対象とし、その全数を客体とする。
 - ア 介護保険施設
 - イ 指定居宅サービス事業所
 - ウ 指定介護予防サービス事業所
 - エ 指定地域密着型サービス事業所
 - オ 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 - 力 指定居宅介護支援事業所
 - キ 指定介護予防支援事業所
- (2) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者
 - ア 介護保険施設利用者

全国の介護保険施設の入所者を対象とし、無作為抽出により抽出した施設における平成19年9月末の在所者の2分の1(介護療養型医療施設である診療所については全数)及び9月中の退所者の全数を客体とする。

イ 訪問看護ステーション利用者

全国の訪問看護ステーションの利用者を対象とし、無作為抽出により抽出した事業所における平成19年9月中の利用者の2分の1を客体とする。

3 調査の期日

平成19年10月1日

4 調査の事項

(1)介護保険施設

開設主体、定員、在所者数、居室の状況、従事者数等

- (2) 居宅サービス事業所等(2(1)イ〜キの事業所) 開設主体、利用者数、従事者数等
- (3)利用者

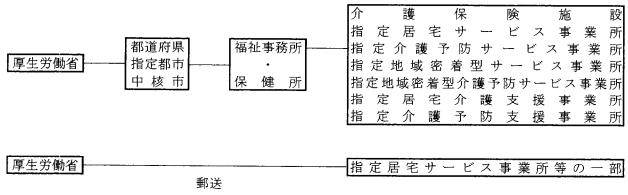
要介護度、傷病名、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度等(介護保険施設利用者個票・一覧票、訪問看護ステーション利用者個票・一覧票)

5 調査の方法及び系統

(1)調査の方法

介護保険施設、居宅サービス事業所等の管理者が調査票に記入する方式とする。

(2)調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「平成19年介護サービス施設・事業所調査結果の概況」及び「平成19年介護サービス施設・事業所調査」(報告書)として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/) に掲載する。

【調査対象施設・事業所】

ア 介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

イ 指定居宅サービス事業所

訪問看護ステーション、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護 事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用 具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、通所リハビリテーション事業所、 短期入所療養介護事業所

ウ 指定介護予防サービス事業所

介護予防訪問看護ステーション、介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所療養介護事業所

エ 指定地域密着型サービス事業所

地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型 通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介 護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

オ 指定地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

力 指定居宅介護支援事業所

キ 指定介護予防支援事業所

8 第6回21世紀成年者縦断調査 (国民の生活に関する継続調査)の概要(案)

1 調査の目的

本調査は、調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の 状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施 等のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

平成14年10月末時点で20~34歳であった全国の男女(及びその配偶者)を対象とし、そのうち、第5回調査において協力を得られた者等(及びその配偶者)を客体とする。

3 調査の期日

平成19年11月7日

4 調査票の構成及び主な調査事項

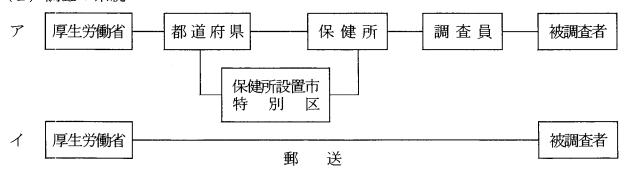
- (1) 女性票……健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、配偶者の有無、子どもの状況、家計の状況
- (2) 男性票……健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援 制度の利用状況、配偶者の有無、家計の状況
- (3) 配偶者票(女性用) ……健康の状況、就業の状況、仕事と子育ての両立支援制度 の利用状況、子どもの状況、家計の状況
- (4) 配偶者票 (男性用) ……健康の状況、就業の状況、仕事と子育ての両立支援制度 の利用状況

5 調査の方法及び系統

(1)調査の方法

- ア 調査員があらかじめ配布した調査票に被調査者が自ら記入し、密封したものを 後日調査員が回収する。
- イ 第1回調査以降に転出した者は、厚生労働省から郵送された調査票に被調査者 が自ら記入し、郵送により厚生労働省に提出する。

(2)調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「第6回21世紀成年者 縦断調査(国民の生活に関する継続調査)の概況」及び「第6回21世紀成年者縦断調 査(国民の生活に関する継続調査)」(報告書)として集計完了後速やかに公表するとと もに、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)に掲載する。

9 第3回中高年者縦断調査 (中高年者の生活に関する継続調査)の概要(案)

1 調査の目的

本調査は、団塊の世代を含む全国の中高年者世代の50歳から59歳の男女を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画、実施、評価のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

平成17年10月末現在に50~59歳であった男女を対象とし、そのうち、第2回調査において協力を得られた者等を客体とする。

3 調査の期日

平成19年11月7日

4 調査の事項

家族状況、健康状況、就業状況(資格、能力開発等を含む。)、社会活動、住居・家計 状況 等

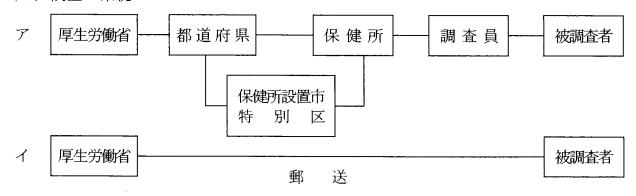
5 調査の方法及び系統

(1)調査の方法

ア 調査員があらかじめ配布した調査票に被調査者が自ら記入し、密封したものを 後日調査員が回収する。

イ 第1回調査以降に転出した者は、厚生労働省から郵送された調査票に被調査者 が自ら記入し、郵送により厚生労働省に提出する。

(2)調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「第3回中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査)の概況」及び「第3回中高年者縦断調査(平成19年)」(報告書)として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)に掲載する。

10 第7回21世紀出生児縦断調査の概要(案)

1 調査の目的

本調査は、同一客体を長年にわたって追跡する縦断調査として21世紀の初年に出生 した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労 働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の2001年に出生した子を対象とし、1月10日から17日の間及び7月10日から17日の間に出生した子を調査の客体とする。

3 調査の期日

1月出生児については平成20年1月、7月出生児については平成20年7月とする。

4 調査の事項

家族構成、住環境の様子、登下校の様子、放課後の様子、子育て費用、父母の収入、 父母の就業状況、子育ての悩み 等

5 調査の方法

調査票の配布、回収は、厚生労働省と調査客体のいる世帯と往復郵送方式により行う。

6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「第7回21世紀出生児縦断調査結果の概況」及び「第7回21世紀出生児縦断調査(平成20年)」 (報告書)として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/) に掲載する。

11 平成19年度福祉行政報告例の概要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類

月報(9表)及び年度報(50表)とする。

4 報告の事項

生活保護関係、障害者自立支援関係、身体障害者福祉関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係

5 報告の方法及び系統

- (1)企画は厚生労働省大臣官房統計情報部が省内各部局の協力を得て行う。
- (2)都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部長に提出する。

6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「平成19年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)結果の概況」及び「平成19年度社会福祉行政業務報告」(報告書)として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/) に掲載する。

12 平成19年地域児童福祉事業等調査の概要 (案)

1 調査の目的

本調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、 多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

平成19年調査は、認可外保育施設のうち、ベビーホテル及びその他の保育施設を利用する世帯の父母の就労状況、利用時間、利用料及び利用サービスの状況等を把握することにより、認可外保育施設における保育内容・保育環境の改善等の推進に資する上での基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

認可外保育施設利用世帯票: 児童福祉法に基づいて届出された全国の認可外保育施 設のうち、ベビーホテル及びその他の保育施設を利用す る世帯を対象とし、層化無作為に抽出した施設における 利用世帯を客体とする。

3 調査の期日

平成19年10月1日

4 調査の事項

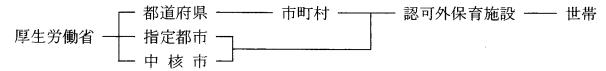
世帯の状況、父母の就労状況、利用時間、利用料、利用サービスの状況等

5 調査の方法及び系統

(1)調査の方法

市町村を通じて、あらかじめ指定された認可外保育施設に調査票を配付し、当該施設を利用している児童の保護者が調査票を記入した後密封し、施設管理者が回収する。

(2) 調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局が行い、調査結果は集計完了後、速やかに 公表する。

13 平成19年国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生 労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各 種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票、健康票については、平成17年国勢調査区から層化無作為抽出した5,440地区内のすべての世帯(約27万世帯)及び世帯員(約81万人)を調査客体とする。

介護票については、前記の5,440地区から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者等(約7,000人)を調査客体とする。

所得票、貯蓄票については、前記の5,440地区に設定された単位区から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯(約5万世帯)及び世帯員(約15万人)を調査客体とする。

(注:「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。)

3 調査の時期

世帯票、健康票、介護票 平成19年6月 7日(木)

所得票、貯蓄票 平成19年7月12日(木)

(注:所得については、平成18年1月1日から12月31日までの1年間の所得 を調査する。)

4 調査事項

世帯票 別居の親・子への仕送り、性、出生年月、世帯主との続柄、配偶者の 有無、公的年金・恩給の受給状況、仕事の有無、就業時間・通勤時間、 仕事の内容(職業分類)、勤めか自営かの別、就業希望の有無、別居の 子の有無等

健康票 入院・入所の状況、自覚症状、治療の状況、通院・通所の状況、傷病 名、病気やけが等で支払った費用、日常生活への影響、普段の活動がで きなかった日数、健康状態、悩みやストレスの状況、こころの状態、健 診受診状況等 介護票調査票の回答者、介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、

居宅サービスの利用状況、介護保険によるサービスを受けていない理由、

介護保険料所得段階、介護費用の負担力等

所得票 所得の種類別金額、課税等の状況、生活意識の状況等

貯蓄票 貯蓄現在高、貯蓄の増減の状況、借入金残高等

5 調査の方法

- (1) 準備調査については、調査員が平成17年国勢調査区要図に基づいて、受持ち 調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。
- (2) 世帯票、健康票、介護票、貯蓄票は、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する。ただし、健康票、貯蓄票については、密封方式とする。
- (3) 所得票は、調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査を実施する。

6 調査の系統

(1) 世帯票、健康票、介護票

厚生労働省 — 都道府県 — 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯 【保健所設置市 】 特 別 区

(2) 所得票、貯蓄票

厚生労働省 — 都道府県 — 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯 「市・特別区及び福祉」 事務所を設置する町村

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。

調査結果は「平成19年国民生活基礎調査の概況」及び「平成19年国民生活基礎調査 (報告書)」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/) に掲載する。

14 2007年社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実態調査)の概要(案)

国立社会保障・人口問題研究所

1 調査の目的

社会保障の今後の改革については、年金保険、医療保険、介護保険、子育て支援策、雇用政策などの個別制度から構成されている社会保障制度を、持続可能性が確保されるよう、社会保障全体の給付と負担の在り方を中心に、制度横断的な観点から議論し、見直していくことが指摘されている(平成 15 年 6 月社会保障審議会「今後の社会保障改革の方向性に関する意見—21世紀型の社会保障の実現に向けて—」<はじめに>)。

このような改革を求められている社会保障制度(公助)は、図のように、引退に備えてどのように経済生活を営むのか(自助)、引退後や要介護状態になった場合に家族の間で(親・本人・子世代の間で)どのように支え合うのか(共助)とも関連している。したがって、制度横断的な検討を踏まえ社会保障制度の柔軟な対応を図るためには、個人・家族の世代間扶助の実態と社会保障の機能に関する実態の両側面を把握することが必要である。

本調査は、このような課題に応え、厚生労働行政が担う社会保障制度の柔軟な対応に向けて、社会保障制度の機能および家族の相互扶助に関する意識と実態を個々の世帯構成員レベルで把握を行う。具体的には、親世代と子世代の連携が重要な機能を果たす日本社会の実態を把握し、家族による相互扶助と、社会保障の給付と負担との関連性について、世帯単位における3世代を対象とした調査を行う。各世代の特徴の解明を踏まえて、2007年問題という緊急な課題である団塊の世代の現役世代へのインパクト(消費・貯蓄行動の変化、年金給付や医療費の増大等)も併せて検証する。

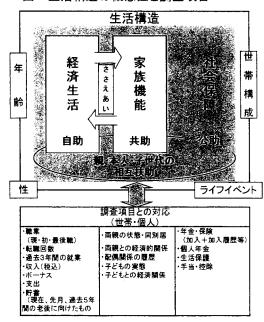


図 生活構造の概念図と調査項目

2 調査の対象および客体

全国の世帯主および世帯員を対象とし、平成19年国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為に抽出した300調査地区内のすべての世帯の世帯主および世帯員を調査の客体とする。

3 調査の期日

平成 19(2007) 年 7 月 1 日

4 主な調査事項

- 1) 世帯の属性
- 2) 世帯主および世帯員の人口学的属性
- 3) 世帯主および世帯員の社会保障制度との関わり
- 4) 世帯主および世帯員間の相互扶助に関する事項

5 調査の方法

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が厚生労働省大臣官房統計情報部、都道府県、保健所を設置する市・特別区および保健所の協力を得て実施する。調査票の配布・回収は調査員が行い、調査票への記入は、世帯票については世帯主、個人票については世帯主を含む該当の世帯員の自計方式による。

6 調査の系統

国立社会保障・	 都道府県			保健所	 調査員	 調査対象者
人口問題研究所	保健	所設置	置市			
	特	別	区			

7 結果の集計および公表

国立社会保障・人口問題研究所がこれを行う。

MO		
NO.		

課室名	

全国厚生統計主管課長会議 質疑用紙

(都道府県・市名)		
(調査名)		
(IN) H. II /	****	
(質問事項)		
(回答)		

*ゴシック部分のみご記入ください。